### 様式第1号(第4条関係)

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付リスト(鶴岡)
市の機関の名称	鶴岡市長
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード交付情報管理
記録項目	1製造管理番号、2氏名、3郵便番号、4住所、5生年月日、
	6通知カード返戻の有無、7住基カード返戻の有無、8住
	基カード電子証明失効有無、9交付通知書の送付日、10
	交付期限、11交付日、12カード廃棄理由、13署名用電子
	証明の有無、14利用者用電子証明の有無、15カード廃
	棄日、16受取庁舎
記録範囲	マイナンバーカードを交付した者
記録情報の収集方法	J-LISからのカード発行一覧表、住基・通知カード
	紛失者からの
	紛届書の提出、住基・通知カード保持者からのカード
	返納
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室

開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(所在地) 〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号	
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ✓無</li></ul>	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

### 様式第1号(第4条関係)

	[
個人情報ファイルの名称	個人番号カード管理リスト
市の機関の名称	鶴岡市長
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード交付情報管理
記録項目	1製造管理番号、2氏名、3郵便番号、4住所、5生年月日、
	6通知カード返戻の有無、7住基カード返戻の有無、8住
	基カード電子証明失効有無、9交付通知書の送付日、10
	交付期限、11交付日、12カード廃棄理由、13署名用電子
	証明の有無、14利用者用電子証明の有無、15カード廃
	棄日、16受取庁舎
記録範囲	マイナンバーカードを交付した者
記録情報の収集方法	J-LISからのカード発行一覧表、住基・通知カード
	紛失者からの
	紛届書の提出、住基・通知カード保持者からのカード
	返納
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室

開示請求等を受理する組織 の名称及び所在地	(所在地) 〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号	
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ✓無</li></ul>	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	マイナポータル端末使用申請受付リスト	
市の機関の名称	鶴岡市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード申請情報管理	
記録項目	1申請日、2氏名、3生年月日、4住所、5保険証機能の有	
	無、6マイナポータル機能の有無、7カード到着、8カー	
	ド発送方法、9交付日、10受付庁舎、11カード発送日	
記録範囲	マイナンバーカード交付申請書の提出した者	
記録情報の収集方法	マイナンバーカード交付申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室	
の名称及び所在地	(所在地) 〒997-8601	
訂正及び利用停止に関する	山形県鶴岡市馬場町9番25号	
前正及の利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		
個人情報ファイルの種別	✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ☑無	
<u> </u>	l	<u> </u>

個人情報ファイルの名称	マイナポータル端末使用出張申請受付リスト		
市の機関の名称	鶴岡市長		
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	市民部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード出張申請情報管理に用いるため		
記録項目	1申請日、2氏名、3生年月日、4住所、5保険証機能の有		
	無、6マイナポータル機能の	の有無、7カード到着、8カー	
	ド発送方法、9交付日、10受付庁舎、11カード発送日		
記録範囲	マイナンバーカード交付申請書の提出した者		
記録情報の収集方法	マイナンバーカード交付申請書の提出		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室		
の名称及び所在地	(所在地)〒997-8601		
	山形県鶴岡市馬場町9番25号		
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等	H-11/7/V Belleri H-10/3/2017 田 20		
個人情報ファイルの種別	✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ☑無		
L	<u> </u>	l	

### 様式第1号(第4条関係)

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
市の機関の名称	鶴岡市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住	
	民に関する事務の処理の基礎とするため。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4性別、5前住所、6本籍、7	
	住民票コード、8個人番号、9国民健康保健の資格の得	
	喪、10国民年金の資格の得喪、11介護保険証の得喪及	
	び介護認定の有無、12後期高齢保健の資格の得喪、13	
	児童医療証等、14児童手当の受給の有無、15選挙人登	
	録、16印鑑登録、17国籍、18在留情報、19旧姓、20通	
	称、21続柄	
記録範囲	本市に住民登録をしている者	
記録情報の収集方法	住民登録をしようとする者の異動届出書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室	
の名称及び所在地	(所在地)〒997-8601	
	山形県鶴岡市馬場町9番25号	

訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ✓無</li></ul>	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	戸籍簿	
市の機関の名称	鶴岡市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	日本国民の親族的な身分関係を登録し、公証するため。	
記録項目	1本籍、2筆頭者氏名、3戸籍事項、4名、5生年月日、6父	
	母氏名、7父母との続柄、8養父母氏名、9養父母との続	
	柄、10配偶者区分、11身分事項	
記録範囲	本市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	戸籍届出等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室	
の名称及び所在地	(所在地)〒997-8601	
	山形県鶴岡市馬場町9番25号	
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等	戸籍法第24条、113条、114条、116条、通達	
個人情報ファイルの種別	✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ☑無	
l .	i	L

	Т		
個人情報ファイルの名称	除籍簿		
市の機関の名称	鶴岡市長		
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	市民部市民課		
個人情報ファイルの利用目的	日本国民の親族的な身分関係を登録し、公証するため。		
記録項目	1本籍、2筆頭者氏名、3戸籍事項、4名、5生年月日、6父		
	母氏名、7父母との続柄、8養父母氏名、9養父母との続柄、10配偶者区分、11身分事項		
記録範囲	本市に本籍を有する者		
記録情報の収集方法	戸籍届出等		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室		
の名称及び所在地	(所在地)〒997-8601		
	山形県鶴岡市馬場町9番25号		
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等	戸籍法第24条、113条、114条、116条、通達		
個人情報ファイルの種別	✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ☑無		
L	i	i	

-		
	備考	
ı		

個人情報ファイルの名称	戸籍の附票	
市の機関の名称	鶴岡市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍と住民票の記載事項を相互に連携させ、双方の記	
	録を一致させることにより住民に関する記録の正確性	
	を確保するため。	
記録項目	1本籍、2筆頭者氏名、3編製日、4名、5生年月日、6性	
	別、7住所、8住定日、9記載事由、10記載日	
記録範囲	本市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	戸籍届出、異動届出書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室	
の名称及び別任地	(所在地) 〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号	
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等	□ / D / I / Ping I · g · I · mg // M · · g · G · · g · · · · · · · · · · · ·	
個人情報ファイルの種別	✓法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル)	

	政令第21条第7項に該当 するファイル □有 ☑無	
備考		